



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

○ 佐賀県土地利用基本計画の一部変更	(二八〇・地域・情報課)	一
○ 道路の区域の変更	(二八一・道路課)	三
○ 道路の供用開始	(二八二・)
○ 道路の区域の変更	(二八三・)
○ 道路の供用開始	(二八四・)
○ 道路の区域の変更	(二八五・)
○ 道路の供用開始	(二八六・)
○ 道路の区域の変更	(二八七・)
○ 道路の供用開始	(二八八・)
○ 道路の区域の変更	(二八九・)
○ 道路の供用開始	(二九〇・)
	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
)))))))	
	六 五 五 五 四 四 三	

○ 告 示

● 佐賀県告示第二百八十号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

佐賀県土地利用基本計画の唐津市に係る都市地域の一部を別図（変更概要図）のとおり変更する。



●佐賀県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	の 区 域
一般国道 二〇四号	唐津市佐志字徳蔵谷三七五七番二地 先から まで	唐津市佐志浜町四三一三番一二地先 ら ままで	後 後の別前
	唐津市唐房一丁目四四一二番一四地 先まで	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先か ら ままで	幅 メートル員
	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先か ら ままで	唐津市唐房一丁目四四一二番一四地 先まで	延 メートル長
前	後	前	後
九・〇 一三・二	一三・六 四三・六	一六・五 七・六	四九・六 三五・〇 二一・六 一、〇九五・二 三二四・三
八八・〇	一九〇・五	三二七・四	

●佐賀県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

県道 切木唐津線	唐津市佐志中通三一九三番地先から まで	唐津市佐志中通三一九三番地先から まで	前	後
	唐津市佐志浜町四〇六五番二四地先 から まで	唐津市佐志浜町四〇六五番二四地先 から まで	一六・〇 六・六	三八・八 四一六・六
	唐津市佐志浜町四四四二番二地先ま で	唐津市佐志浜町四四四二番二地先ま で	一九・〇 八八・〇	四一四・一
●佐賀県告示第二百八十三号	唐津市佐志浜町四四〇五番五地先か ら ままで	唐津市佐志浜町四三一三番一二地先 から ままで	前	後
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	唐津市佐志浜町四三一三番一二地先から ままで	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から ままで	一六・〇 六・六	三八・八 四一六・六
その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から ままで	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から ままで	平成一六・三・三一 平成一六・三・三一	
	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から ままで	唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から ままで	平成一六・三・三一 平成一六・三・三一	

十日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	佐賀県の 古 川	の 区	域	路線名
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字浪瀬丙三五番八地先まで	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五九番一地	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで	伊万里市大坪町字浪瀬丙一五番一地
	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五九番一地	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで
	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五九番一地	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで
前	五、三五四・三	五、二九九・六	五、二九九・六	五、二九九・六	五、二三三・八	五、二三三・八
九四・七 七・八	三一・二	九・一	九・一	九・一	七・八	九四・七 七・八

●佐賀県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	佐賀県の 古 川	の 区	域	路線名
一般国道 四四四号	杵島郡福富町大字福富字南甘治一四	杵島郡福富町大字福富字南甘治一四	杵島郡福富町大字福富字北甘治三四	杵島郡福富町大字福富字北甘治三四	杵島郡福富町大字福富字北甘治三四	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで
前	一八・〇	一八・〇	一〇・六	一〇・六	一〇・六	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで
一〇・五 一七・三	五三七・二	五三七・二	五三八・三	五三八・三	五三八・三	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで

●佐賀県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	道路の 区 域	
		後 の 別 前	幅 メートル 員
県道 武雄福富線	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四九四 五番一地先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七 八九番二地先まで	前	三四・八 七・九
	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四九四 五番一地先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七 八九番二地先まで	後	四、一九九・六
	平成一六・三・三一	四、二〇〇・二	メートル 延長

●佐賀県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市橋町大字芦原字札ノ元四九四五番一地 先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七八九番二 地先まで	平成一六・三・三一